

国地契第82号  
国北予第37号  
平成29年3月10日

各 地 方 整 備 局 長 殿  
北 海 道 開 発 局 長 殿  
国 土 地 理 院 長 殿  
国土技術政策総合研究所長 殿

国 土 交 通 事 務 次 官  
( 公 印 省 略 )

「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）が平成29年3月3日財務省告示第53号により改正されたことに伴い、工事請負契約書の制定について（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）等の一部を下記のとおり改正し、平成29年4月1日以降に締結される契約から適用することとしたので通知する。

記

（工事請負契約書の制定についての一部改正）

- 1 工事請負契約書の制定について（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の一部を次のように改正する。  
別冊工事請負契約書第34条第8項、第45条第3項及び第49条第3項中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

（土木設計業務等委託契約書の制定についての一部改正）

- 2 土木設計業務等委託契約書の制定について（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）の一部を次のように改正する。  
別冊土木設計業務等委託契約書第34条第6項、第41条第3項並びに第46条第1項及び第2項中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

（建築設計業務委託契約書の制定についての一部改正）

- 3 建築設計業務委託契約書の制定について（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）の一部を次のように改正する。  
別冊建築設計業務委託契約書第34条第6項、第41条第3項並びに第4

6 条第 1 項及び第 2 項中「年 2. 8 パーセント」を「年 2. 7 パーセント」に改める。

(建築工事監理業務委託契約書の制定についての一部改正)

4 建築工事監理業務委託契約書の制定について(平成 13 年 2 月 15 日付け国官地第 3-2 号)の一部を次のように改正する。

別冊建築工事監理業務委託契約書第 31 条第 3 項中「年 2. 8 パーセント」を「年 2. 7 パーセント」に改める。

(発注者支援業務等委託契約書の制定についての一部改正)

5 発注者支援業務等委託契約書の制定について(平成 24 年 1 月 10 日付け国地契第 64 号、国北予第 28 号)の一部を次のように改正する。

別冊発注者支援業務等委託契約書第 42 条第 3 項中「年 2. 8 パーセント」を「年 2. 7 パーセント」に改める。